

利用規約

阿久比町医療・介護・福祉連携ネットワーク「あぐネット」利用規約

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 利用に関する事項（第4条―第10条）
- 第3章 サービス内容
 - 第1節 在宅療養等に必要な情報の共有（第11条―第16条）
 - 第2節 ポータルサイト（第17条・第18条）
- 第4章 あぐネットの運用管理（第19条―第33条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 本規約は、阿久比町医療・介護・福祉連携ネットワーク「あぐネット」（以下「あぐネット」という。）に関して必要な事項を定めることにより、適正かつ円滑に運営することを目的とする。

（あぐネットの定義）

第2条 本規約において、あぐネットとは、阿久比町の医療・介護等の対象者（以下「対象者」という。）に質の高い医療・介護サービスを提供することを目的として、サービスを提供する関係機関がプライバシーの保護を厳重に図りながら、相互に対象者の在宅療養等に必要な情報をネットワーク上で共有するシステムと定義する。

2 あぐネットは、次に掲げるサービスを提供する。

(1) あぐネットを利用することができる者（以下「利用者」という。）が相互に電子@連絡帳（対象者の受診時の情報及び治療歴、治療の経過及び効果、薬の重複投与の防止に関する情報並びに各種の検査データ等の情報を共有するシステムをいう。以下同じ。）を利用して、在宅療養等に必要な情報を共有するサービス

(2) 登録手続や案内情報をポータルサイトで公開するサービス

(3) 前2号に定めるもののほか前項に規定する目的の達成に必要なサービス

（サービスの運営）

第3条 あぐネットの運営は、サービス運用者が行い、阿久比町が当該サービス運用者となる。ただし、あぐネットの運用管理に係る業務を適当と認める者に委託することができる。

2 前項の規定によりあぐネットの運用管理を委託された者（以下「受託者」という。）は、本規約及び別に定める仕様に基づき、あぐネットの運用管理を適切に行わなければならない。

第2章 利用に関する事柄

（利用施設の範囲）

第4条 あぐネットを利用することができる施設（以下「利用施設」という。）は、以下に掲

げる医療機関及び地域包括ケアに関する施設・団体とする。

- (1) 愛知県医師会及び郡市区医師会
- (2) 愛知県歯科医師会及び郡市区歯科医師会
- (3) 愛知県薬剤師会及び郡市区薬剤師会
- (4) 訪問看護ステーション又は訪問看護事業所
- (5) 居宅介護支援事業所
- (6) 介護保険事業所
- (7) 保健所
- (8) 地域包括支援センター
- (9) 阿久比町
- (10) 前各号に定めるもののほか阿久比町在宅医療・介護連携推進協議会が認めた機関、施設又は団体

2 利用者は、前項のいずれかの施設等に属する者のみとする。

3 愛知県の広域利用の協定を締結している場合は、利用者は、協定の締結先と情報連携ができる。

4 前項の規定により患者情報を連携する場合は、対象者が居住する行政管理下のネットワークの利用規約を遵守する。

(利用登録の申請)

第5条 あぐネットの利用を希望する施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）は、本規約を遵守の上、ポータルサイトから施設登録申請を行う。ただし、前条第3項に規定する協定に基づき患者等の情報を共有する場合における施設管理者の当該申請は、不要とする。

(利用権の設定)

第6条 サービス運用者により利用の承認を受けた施設管理者は、利用者管理システムを使用し、利用者毎に専用の利用者識別番号（以下「ID」という。）及び暗証番号（以下「パスワード」という。）を付与する。

(利用環境の整備)

第7条 あぐネットを利用するために必要な機器及びその仕様については、ポータルサイトに掲載し、施設管理者が適宜整備する。

(登録内容の変更)

第8条 施設管理者は、登録した内容に変更が生じた場合は、あぐネットから登録内容の変更を行うものとする。

(登録の廃止)

第9条 施設管理者は、利用施設の登録を廃止する場合は、ポータルサイトから利用廃止申請を行う。

(ID又はパスワードの再発行)

第10条 利用者は、ID又はパスワードが不明となった場合は、施設管理者の責任において再発行を受けることができる。

第3章 サービス内容

第1節 在宅療養等に必要情報の共有

(対象者の情報の共有)

第11条 あぐネット上の対象者の情報は、アクセス許可のある利用者のみ共有することができる。

(対象者の同意・支援チームの登録)

第12条 利用者は、あぐネットにより対象者の情報を他の利用者と共有しようとする場合は、別紙1-1及び別紙1-2の同意書により当該対象者（未成年又は同意若しくは自筆困難な場合は、その家族等。次条において同じ。）の同意を得た上で、対象者及び支援チームの情報をあぐネットに登録するものとする。

2 利用者は、前項の登録をサービス運用者に依頼する場合は、別紙2の申請書に別紙1-2の同意書を添えてサービス運用者に提出するものとする。

(支援の中止)

第13条 利用者は、対象者からあぐネットの利用の中止の申し出があった等当該対象者における電子@連絡帳上での支援が不要となった場合は、支援を中止するものとする。

(利用施設間の契約)

第14条 利用者が他の利用者に対して医用画像データ、患者情報の一部等を送信しその支援を依頼する場合の支援の内容、支援に対する報酬等については、当該利用施設間の個別の契約により定めるものとする。

(診断支援等の責任)

第15条 利用者があぐネットを利用し、診断支援等を依頼した場合は、他の利用者から受けた診断支援結果等の採否は、依頼した利用者が自らの責任において行うものとする。

2 支援依頼した利用者とは当該対象者又は診断支援等をした利用者との紛争について、サービス運用者及び受託者（以下「サービス運用者等」という。）は、その責任を負わない。

(情報の取扱い)

第16条 あぐネットにより共有する対象者の情報は、診療情報の参照情報として扱うものとし、診療情報の原本は利用者が法令等に従い別途管理するものとする。

2 あぐネットにより共有する診療情報の内容は、サービス運用者等はその完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面からも保証しない。

第2節 ポータルサイト

(公開情報)

第17条 あぐネットの概要や利用施設の紹介等をポータルサイトに掲載し、広く一般に公開するものとする。

2 ポータルサイトで公開する利用施設の情報は、利用施設名及び利用施設の状況等とする。ただし、施設管理者は、利用施設の情報の全部又はその一部について、情報の公開を拒否することができる。

(公開情報の管理)

第18条 ポータルサイトで公開する情報の管理は、サービス運用者が行うものとする。

第4章 あぐネットの運用管理

(ID及びパスワードの管理)

第19条 施設管理者より利用者に付与されたID及びパスワード(以下「ID等」という。)を利用できる者は、当該利用者のみとする。

2 利用者は付与されたID等の使用及び管理についての一切の責任を負うとともに、自己のID等によりあぐネットでなされた一切の行為及びその結果についての責任を負う。

3 利用者は、付与されたID等を第三者に譲渡、貸与、もしくは開示し又は使用させてはならない。

4 利用者は、パスワードを定期的に変更する等、第三者へのパスワードの漏洩防止に努めなければならない。

(セキュリティ対策及び個人情報の保護)

第20条 施設管理者及び利用者(以下「施設管理者等」という。)は、あぐネットで取り扱う情報について、個人情報保護法及び阿久比町個人情報保護条例等の関係法令を遵守するとともに、機密保持の責任を負う。

2 施設管理者は、機密保持に係る利用者の責任を明確にするとともに、使用する機器等の管理について必要なセキュリティ対策を講じる。

3 施設管理者は、利用者へのセキュリティ教育を定期的を実施し、セキュリティ事故の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

4 利用者は、情報の紛失、消失及び損傷を防止するため、使用する機器等の取り扱いについて特段の注意を払わなければならない。

(セキュリティ事故及び欠陥に対する報告)

第21条 施設管理者等は、セキュリティ事故やシステム上の欠陥を発見した場合は、速やかにサービス運用者へ報告を行い、その指示を仰ぐものとする。

2 前項の報告を受けたサービス運用者は、その内容の重要度に応じて受託者へ報告し、再発防止策を検討する。

(外部ソフトウェア使用に係る注意事項)

第22条 あぐネットで取り扱う情報処理システムを保護するため、外部ソフトウェアを使用する場合は、当該ソフトウェア使用許諾契約書の内容を遵守し、検証済みのものを使用するよう注意を払わなければならない。

(コンピューターウィルス対策)

第23条 コンピューターウィルス対策については、ウィルス対策ソフトを導入する等、各利用施設において責任をもってセキュリティ対策を講ずるものとする。

(移動可能な機器及び情報媒体の取扱い)

第24条 施設管理者は、移動可能な機器及び情報媒体の損傷、盗難、情報の漏えい及び事業活動の妨害を防止するため、必要な措置を講ずる。

(施設管理者等の責任による損害)

第25条 あぐネットの運用上、施設管理者等の責任により発生した損害に対して、サービス運用者等はその責任を負わない。

(サービス内容の変更)

第26条 サービス運用者は、必要と認めた場合は、あぐネットの内容を適宜変更できるものとする。

2 サービス運用者は、前項の変更を行った場合は、施設管理者等へその旨周知するものとする。

(利用権の停止等)

第27条 サービス運用者は、ID等の漏えい、不正アクセスの発生等により必要と認めた場合は、利用者の了承を得ることなく当該ID等の使用を停止することができる。

2 サービス運用者は、前項の規定によりID等の使用を停止した場合は、当該利用者に報告するものとする。

3 第1項の規定によりID等の使用を停止したことにより当該利用者に発生した損害に対して、サービス運用者はその責任を負わない。

(サービスの停止)

第28条 サービス運用者は、次のいずれかに該当する場合は、あぐネットのサービスを停止することができる。

- (1) 緊急でシステム保守作業を行う必要がある場合
- (2) 火災、天災又は停電等によりサービスの提供ができなくなった場合
- (3) 前各号に定めるほか、サービスを停止することが必要と認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、受託者があぐネットのサービスを停止できる。この場合において、受託者は、停止後速やかにサービス運用者に報告しなければならない。

3 第1項又は第2項の規定によりサービスを停止した場合は、サービス運用者は、施設管理者等に報告するものとする。

4 第1項又は第2項の規定によりサービスを停止したことにより施設管理者等に発生した損害に対して、サービス運用者等はその責任を負わない。

(サービスの中止)

第29条 サービス運用者は、あらかじめ施設管理者等に通知した上で、あぐネットのサービスを中止することができる。

(禁止行為)

第30条 施設管理者等は、あぐネットの利用に際して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為
- (3) 他の利用者、第三者又はサービス運用者の著作権又はその他の権利を侵害する行為
- (4) 他の利用者又は第三者の財産又はプライバシー等を侵害する行為
- (5) 他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為
- (6) 本規約及び法令に違反する行為
- (7) 虚偽の内容で利用登録を行うこと。
- (8) あぐネット上の情報を意図的に改ざんする行為
- (9) ID又はパスワードを不正に使用する行為又は第三者に使用させる行為
- (10) 不正アクセス等のあぐネットの運営を妨げる行為
- (11) その他サービス運用者が不相当と判断した行為

2 施設管理者等が前項各号のいずれかに該当する場合は、サービス運用者等は、当該施設管理者等の資格を停止することができる。

3 施設管理者等が第1項各号のいずれかに該当することによりサービス運用者又は受託者が損害を被った場合、施設管理者等に対し損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(免責事項)

第31条 あぐネットのサービスの停止、変更若しくは中止又は対象者の情報の流出若しくは消失等により、施設管理者等又は第三者に損害が発生した場合は、サービス運用者又は受託者の故意又は重過失による場合を除き、サービス運用者等は、その責任を負わないものとする。

2 あぐネットを通じて、利用者間又は利用者と第三者間で生じた紛争について、サービス運用者等は、その責任を負わないものとする。

(実験・開発目的での利用)

第32条 受託者は、各種研究・開発、新規技術導入検証等のため、あぐネットを実証実験に利用する場合は、サービス運用者の承認を得るとともに、サービス運用者の指示した利用条件を遵守しなければならない。

(規約の変更及び諸規定の制定等)

第33条 サービス運用者は、必要があると認めるときは、本規約の変更を行うことができる。

2 サービス運用者は、前項の変更を行った場合は、施設管理者等へ変更内容を周知するものとする。

3 第1項の変更後に施設管理者等があぐネットを利用した場合は、変更後の利用規約に同意したものとみなす。

附 則

この規約は、平成30年1月9日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年2月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年2月13日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年5月21日から施行する。

更新日: 2020年6月12日 10:01